

令和 9 ・ 10 年度

郡山市競争入札参加資格審査申請の手引き



郡山市

《 目 次 》

はじめに	1
1 競争入札参加資格審査申請の受付期間、審査基準日及び資格の有効期間	1
2 前回からの変更点	1
3 競争入札参加資格審査事務の流れ	3
4 競争入札参加資格審査申請ができない者	3
5 申請書類等の提出方法	4
6 その他の注意事項	6
7 電子入札	7
8 登録区分	7
9 各登録区分における申請書類の入力要領	8
(1) 共通書類	8
(2) 建設工事に係る個別書類	13
(3) 測量等に係る個別書類	17
(4) 物品調達に係る個別書類	19
(5) 役務の提供等に係る個別書類	22
10 申請書類の補正	26
11 申請内容の変更手続き	26

はじめに

郡山市（以下「本市」と言います。）及び郡山市上下水道局（以下「上下水道局」と言います。）が発注する建設工事、測量等、物品調達、役務の提供等に係る競争入札（見積合せを含む。）に参加しようとする方は、本市に対し「競争入札参加資格審査申請」を行い、資格の認定を受け、「有資格業者」となる必要があります。

今回、令和9・10年度の競争入札参加資格に係る審査申請（2年に1回の定期申請）を受け付けますので、申請にあたっては、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定）、有資格業者名簿の登録の手法について（郡山市告示第262号（令和8年9月16日告示））及び本手引きの内容等を十分に確認し、書類を作成してください。

なお、この申請は上下水道局への申請も兼ねています。

1 競争入札参加資格審査申請の受付期間、審査基準日及び資格の有効期間

受付期間	令和8年10月1日（木）から令和8年11月30日（月）まで
審査基準日	令和8年7月1日
有効期間	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで 【2年間】

2 前回からの変更点

(1) 名簿の登録対象外業者の拡大

原則、名簿登録業者を選定しますが、契約の内容や事務負担等を考慮し1件当たりの金額が**10万円未満の少額随意契約のみを希望する事業者の方は**、「入札参加資格業者名簿」への登録は**不要**となりました。名簿に登録がなくても、10万円未満であれば契約の相手方となることができます。

※10万円以上の契約を希望する事業者の方は、これまで同様「入札参加資格業者名簿」への登録申請が必要です。（特命随意契約を除く。）

【登録対象外の業務】

- ・歳入（不動産の売払・広告収入等）
- ・特命随意契約（プロポーザル方式を含む）
- ・保険（損害保険・火災保険等）
- ・10万円未満の少額随意契約（令和9年度から）
- ・電気・ガス
- （手土産、クリーニング、慶弔花 など）

(2) 登録区分の見直し

総務省の「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」の報告書の内容に合わせ、業務種別、業務内容の見直しを行い、登録区分を再編成しました。

概要は以下のとおりです。

・建設工事（最大7業種まで）

変更なし

・測量等又は製造・販売 ⇒ 測量等

業種の整理及び「製造・販売」を物品調達へ移管

・物品調達（最大4種目まで）

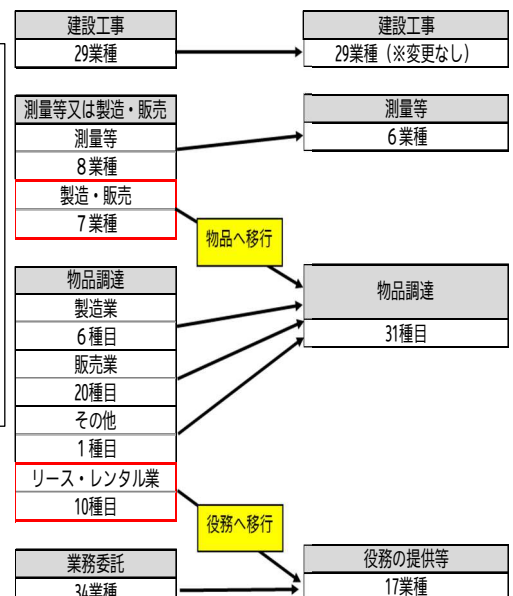
種目の整理及び「リース・レンタル業」を役務へ移管

・業務委託 ⇒ 役務の提供等

業種の整理

※業種及び種目の内容が変更になっています。

詳細は、各登録区分の項目をご確認ください。



(3) 電子入札 I C カードについて

令和 7・8 年度登録時に「物品調達・リース・レンタル業」に登録された方は、登録区分が「役務の提供等」へと移管したことにより、電子入札番号が変更となります。

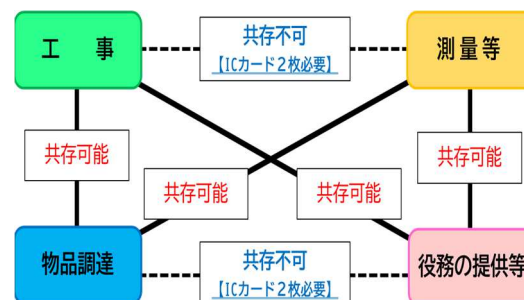
そのため、令和 9・10 年度において、「役務の提供等 - リース・レンタル業」へ引き続き登録される方につきましては、I C カードを追加でご準備いただく場合があります。

※令和 7・8 年度に「業務委託」に登録されていた方は、I C カードの追加は不要です。

【電子入札番号の種類】

電子入札システムの 「工事・コンサル」 で使用	工 事 (1 から始まる番号) 例: 1000000123
	測 量 等 (2 から始まる番号) 例: 2000003210
電子入札システムの 「物品・役務」で 使用	物品調達 (3 から始まる番号) 例: 3000004567
	役務の提供等 (9 から始まる番号) 例: 9000006789

【I C カード関連図】



(4) 申請方法の一本化

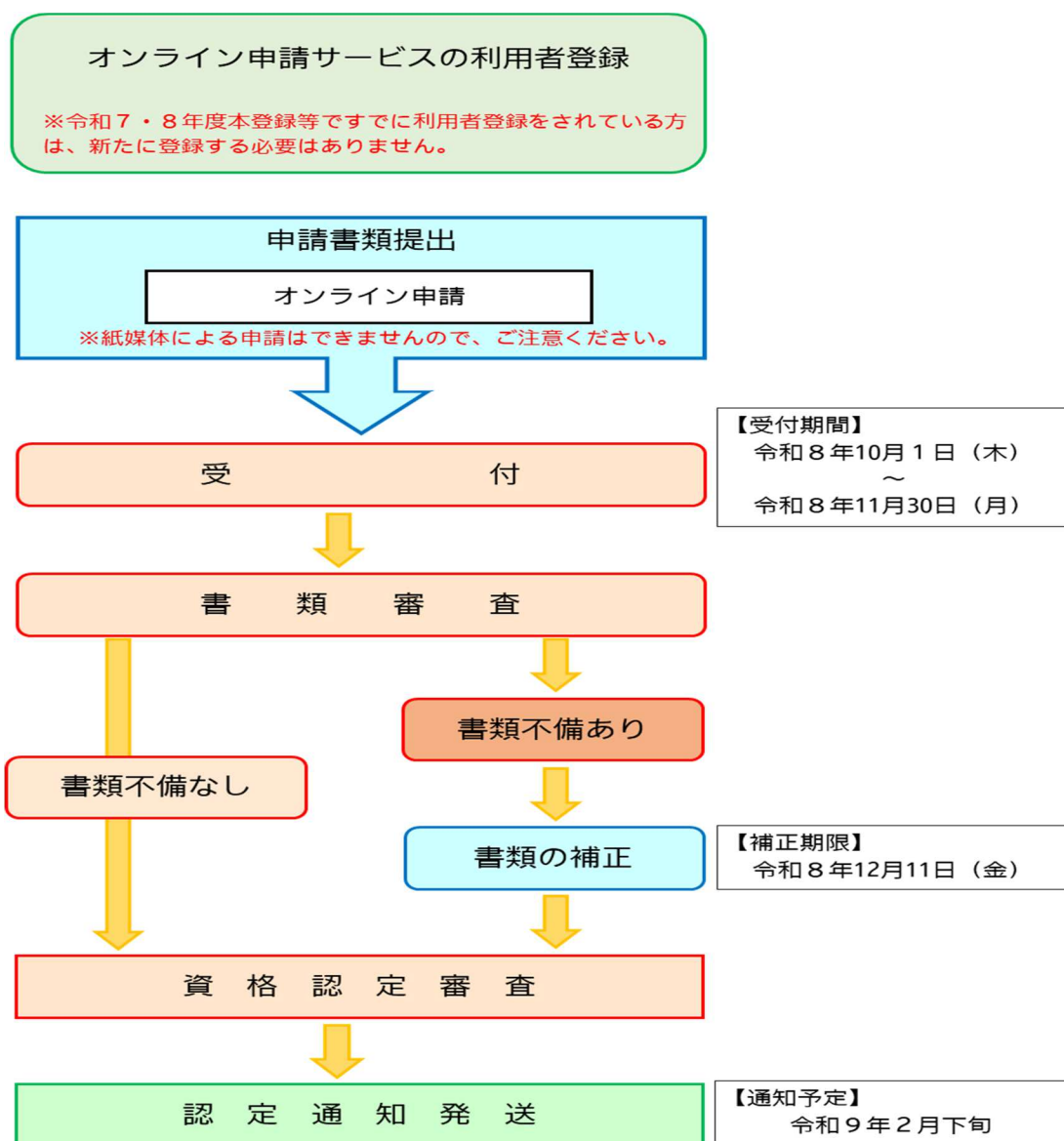
オンライン申請のみの受付となります。

紙媒体での提出はできません。オンライン申請に不安のある市内事業者の方には、事前予約制の申請会場を設けています。(P.5 参照)

(5) 主観的事項の変更 (建設工事の区分に申請し、市内に本店を有する方のみ対象)

項目	内容
災害協定締結の有無	協定に基づく活動実績に対し加点
消防団員の登録状況	機能別消防団員を含む
障がい者雇用状況	法定雇用率と同数又は基準超により配点変更
アイラブロード事業の活動実績	配点変更

3 競争入札参加資格審査事務の流れ



4 競争入札参加資格審査申請ができない者

郡山市告示第262号（令和8年9月16日告示）第2に該当する場合、競争入札参加資格申請ができません。

【郡山市告示第262号（令和8年9月16日告示）】

第2 有資格業者名簿に登録することができない者

次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、有資格業者名簿に登録することができない。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当する者
- 2 本市との契約において、次の各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でその事実があった後2年を経過しないもの
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に建設工事、測量等、役務の提供等若しくは修繕を粗雑にした者、物品調達品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者又は故意に不完全な

履行をした者

- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり当該職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- 4 契約に関して保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2年を経過していない者
- 5 有資格業者名簿の登録に係る資格（以下「資格」という。）の審査に関する申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）に故意に虚偽の事項を記載し、提出した日から2年を経過していない者
- 6 役員等が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者
- 7 建設工事の請負契約にあっては、審査基準日（必要な資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。）の直前の営業年度の終了日の直前1年に係る経営事項審査を受けていない者及び当該経営事項審査による総合評定値通知書において工事種別年間平均完成工事高のない者
- 8 建設工事の請負契約にあっては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者（従業員が5人未満である個人事業所の場合等で、法令の規定により適用が除外される場合を除く。）
- 9 測量等、物品調達又は役務の提供等にあっては、審査基準日の直前2年間の営業年度において取扱高のない者
- 10 申請書等で国税及び市区町村税に滞納があると確認された者
- 11 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行い再生手続開始が決定した後に再生計画の認可が決定していない者（建設工事の請負契約に係る資格の審査を受けようとする者で再生手続開始申立て日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていないものを含む。）並びに会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行い更生手続開始が決定した後に更生計画の認可が決定していない者（建設工事の請負契約に係る資格の審査を受けようとする者で更生手続開始申立て日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていないものを含む。）

5 申請書類等の提出方法

(1) 申請方法

- ・ **オンライン申請のみの受付**となります。
- ・ インターネットを利用して郡山市オンライン申請サービスのサイトにアクセスし、ウェブ上の申請フォームに必要事項を直接入力の上、申請に必要な提出書類をPDF形式で添付して提出してください。

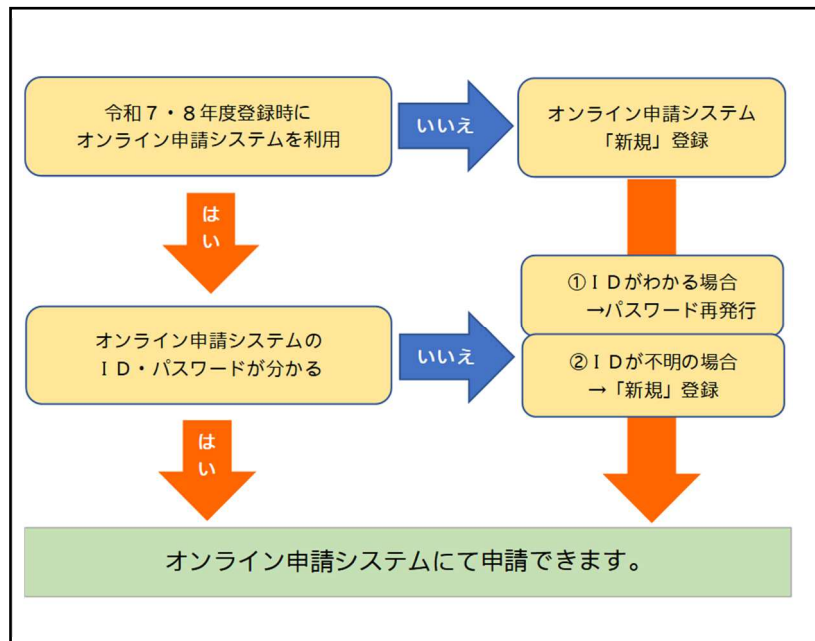
郡山市オンライン申請サービス（令和9・10年度競争入札参加資格審査申請）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/072036/ea/residents/procedures/apply/d0a43813-fc70-441b-aa81-5241afc6405e/start>



- ・オンライン申請サービスの利用には、**事前の利用者登録が必要**です。
(令和7・8年度競争入札参加資格審査申請をオンライン申請により行った事業者の方は、利用者登録不要です。)
- ・前回申請時に登録したID・パスワードによりログインしてください。

【利用者登録確認フロー】



※令和7・8年度のIDでログインした場合、一部の入力項目に前回申請いただいた内容が事前に入力されている場合があります。必ず内容をご確認ください。

市ウェブサイトの「競争入札参加資格審査申請郡山市オンライン申請サービス操作マニュアル」をご覧ください。

【掲載ページ】

令和9・10年度郡山市競争入札参加資格審査申請（本登録）の受付について



- ・オンライン申請に不安のある市内事業者を対象に、パソコン等を設置した**事前予約制**の申請会場を設けています。利用される方は下記により申込をしてください。
(原則、ご自身でパソコンを操作し、申請入力をしていただきます。操作が分からない場合は、職員がサポートします。)

期間：令和8年10月1日（木）から令和8年11月30日（月）まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

時間：①9時～11時、②13時30分～15時30分（各時間帯の定員：1者）

会場：郡山市役所西庁舎3階 多目的ホール2

※申請に必要な書類等をご準備いただき、お越しく下さい。

オンライン申請サービス（令和9・10年度本登録**申請会場事前予約専用**）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/072036/ea/residents/procedures/apply/8aa75bd0-fe24a5f5-8e6bfac6e295/start>



(2) 提出書類について

- ・提出する書類は**全てPDF形式**とし、登録区分ごとに1つのPDFファイルにまとめて添付又はZIP形式の圧縮ファイルで添付してください。(提出書類のアップロードは、それぞれの項目につき**1ファイルのみ**となっています。)
- ・提出する書類のファイル名は以下のとおりにしてください。
「申請者名(共通)」…このデータの提出は必須です。
「申請者名(登録区分)」…このデータは、登録を希望する区分に係るもののみ提出してください。また、**登録区分ごとにPDFデータを作成してください。**
(登録区分はP.7参照)

※上記「申請者名」には、申請する方の商号又は名称を入力してください。

提出ファイル名

例：株式会社がくと(共通)

株式会社がくと(物品調達)

- ・添付できるデータの容量は**1ファイルあたり10MBまで**です。1ファイルの容量が10MBを超える場合は、データを分割するなど、容量を落としてから添付してください。また、添付できるデータの容量の合計は1申請あたり100MBまでです。データの容量の関係で、1回で申請書類を送信しきれない場合は、契約検査課(電話番号：024-924-2564)までご連絡ください。

6 その他の注意事項

- (1) 申請後オンライン申請サービス利用者登録時に入力したメールアドレスに、申請書類を受領した旨の電子メールが送信されます。(この電子メールは再送信できません。大切に保存してください。)
- (2) 虚偽の内容を申請した場合は、入札参加資格を認めることができません。
また、有資格業者として認定後に発覚した場合は、直ちに登録を取り消します。
- (3) 審査は「事後審査」とし、受け付けた順に審査します。
- (4) 審査結果は、令和9年2月下旬に、郵送により**本社宛て**に通知します。
- (5) **審査結果通知書の再発行はいたしません**。本申請に係る受付番号、業者登録番号及び電子入札番号を併せてお知らせしますので、紛失・廃棄しないよう御注意ください。

7 電子入札

本市では、市が発注する競争入札（一般競争入札・指名競争入札）について、原則、電子入札での実施をしています。

ＩＣカードを取得していない事業者は入札に参加できません。認定後、ＩＣカードの準備をお願いします。

※電子入札ご利用までの流れについては、市ウェブサイトをご確認ください。



8 登録区分

本市において、競争入札参加資格審査申請による登録ができる区分は、以下の４区分です。

- (1) **建設工事**（詳細は P.13）
建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事
- (2) **測量等**（詳細は P.17）
測量、設計及び調査
- (3) **物品調達**（詳細は P.19）
製造の請負及び物品の販売並びに不用品買受け
- (4) **役務の提供等**（詳細は P.22）
測量等を除く全ての役務の提供（賃貸借、リース・レンタルを含む。）

※**物品の修繕**：修繕内容と一致する**物品調達**又は**役務の提供等**の業種（種目）に登録ください。

※**建物等の修繕**：修繕内容と一致する**建設工事**又は**役務の提供等**の業種に登録ください。

9 各登録区分における申請書類の入力要領

(1) 共通書類

① 郡山市競争入札参加資格審査申請 ※システム入力

- ・以下の点に注意し、本店の情報を入力してください。

入力時の注意事項	
参加希望 競争入札区分	・登録を希望する区分にチェックを入れること。
所在地又は 住所	・登記上の所在地を入力 ・全て全角で入力 ・番地等を「-（ハイフン）」で省略せず、正確に入力 (例) ×：1-1-1 5F ○：一丁目1番1号朝日ビル5階 ・○丁目の表記は漢数字（一丁目、二丁目など）で入力
主たる営業 所の所在地 ※建設工事 のみ	・建設工事に登録する方で、登記上の所在地と建設業許可申請時の主たる営業所の所在地が違う場合は「登録する」にチェックをし、主たる営業所の所在地を入力してください。 ・委任先を設定する場合は、委任先の設定（P.9）の箇所を入力してください。 ・全て全角で入力 ・番地等を「-（ハイフン）」で省略せず、正確に入力 (例) ×：1-1-1 5F ○：一丁目1番1号朝日ビル5階 ・○丁目の表記は漢数字（一丁目、二丁目など）で入力
電話番号及び FAX番号	・局番と番号は、「-（半角ハイフン）」で区切ること。 (例) 000-000-0000 ※契約担当部門の番号を入力すること。
メールアドレス	・契約担当部門のメールアドレスを入力すること。
商号又は名称	・全て全角で入力 ・法人形態は省略せず、正式名称で入力 ・法人形態と商号等の間にスペースは入れない (例) ×：(株)市役所 ○：株式会社市役所
フリガナ	・全て全角大文字カタカナで入力 ・「カブシキガイシャ」「ユウゲンガイシャ」「・」等の記号は省略 (例) 株式会社市役所・デザイン ⇒ シヤクシヨデザイン
代表者職名 氏名	・職名は契約書、見積書、請求書で通常使用している役職名を記入

【書類作成者の情報を入力する際の注意事項】

代表等又は申請者の従業員等が作成する場合

事業所等 名称	・書類作成者が所属する部署の名称を入力 (例) 営業部、東北支社総務部
書類作成者 氏名	・申請内容を熟知している方の氏名を入力
電話番号 メールアドレス	・書類作成者と日中連絡を取れる電話番号及びメールアドレスを入力
その他	・役員又は従業員以外の第三者で、行政書士以外の方が書類を作成した場合、作成者の身分を証明する書類の写しを提出すること。

行政書士による代理申請の場合

行政書士事務所名	・行政書士事務所名を入力
書類作成者氏名	・申請内容を熟知している行政書士の氏名を入力 ※行政書士票又は行政書士会員証の写しを提出すること。
電話番号 メールアドレス	・書類作成者と日中連絡を取れる電話番号及びメールアドレスを入力

委任先の設定 ※システム入力

- ・委任先の設定の有無、本市との入札、契約事務における区分ごとの委任先の設定の有無について、チェックしてください。
- ・個人の方は委任先を設定できません。
- ・本市との入札及び見積、契約の締結及び履行並びに代金の請求、受領等の権限を本店以外の支社、支店、営業所等に委任する場合、「あり」にチェックを付けてください。

【委任先に関する情報を記載する際の注意事項】

所在地又は住所	・委任先とする支店や営業所等の所在地を入力 ・全て全角で入力 ・番地等を「-（ハイフン）」で省略せず、正確に入力 (例) ×：1-1-1 5F ○：一丁目1番1号朝日ビル5階 ・○丁目の表記は漢数字（一丁目、二丁目など）で入力
支店等名称	・支店や営業所等の名称のみ入力 (例) ×：株式会社市役所・デザイン 東北支社 ○：東北支社
受任者職名氏名	・委任先における代表者（支店長や営業所長等）の職名と氏名を入力 ・職名は契約書、見積書、請求書で通常使用している役職名を入力
電話番号及びFAX番号	・局番と番号は、「-（半角ハイフン）」で区切ること。 (例) 000 - 000 - 0000 ※契約担当部門の番号を入力すること。
メールアドレス	・委任先における契約担当部門のメールアドレスを入力

② 委任状（第2号様式）

- ・委任先「あり」の方は、必ず提出してください。
- ・日付は、申請日と同日にしてください。
- ・「1 代理人の役職名等」は、「委任先の設定」で入力した支店等名称、受任者職名及び受任者氏名と一致させてください。
- ・「2 委任する登録区分」は、委任先を指定する登録区分に「✓（チェック）」を記入してください。登録区分が複数あり委任先が異なる場合は、委任状（第2号様式）をそれぞれ作成してください。
- ・建設工事を委任する場合は、委任する建設工事の業種を記入してください。
- ・「委任期間」は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までとしてください。

③ 履歴事項全部証明書（法人の場合）、身分証明書（個人の場合）の写し

- ・審査基準日（令和8年7月1日）以降に発行された履歴事項全部証明書（法務局発行）又は身分証明書（市区町村役場発行）のいずれかを提出してください。
※現在事項全部証明書では受付できません。

④ 財務諸表の写し

- ・ **建設工事にのみ登録を希望する場合は不要です。**
- ・ 審査基準日（令和8年7月1日）の直前2営業年度分（年2回決算の場合には4期分）の「貸借対照表」及び「損益計算書」を提出してください。（**「株主資本変動計算書は、提出不要となりました。」**）
- ・ 営業年度が2年に満たない場合は、1期分のみ提出してください。
- ・ **個人の場合**は、所得申告の有無に関わらず、青色申告決算書の貸借対照表（資産負債調）及び損益計算書を提出してください。
- ・ 民事再生法（会社更生法）に基づく再生（更生）手続が決定している場合は、再生（更生）手続開始の申立書に記載された財産の状態を反映した財務諸表を提出してください。

⑤ 各種納税証明書の写し

- ・ **審査基準日（令和8年7月1日）以降に発行されたものを有効とします。**
- ・ 納税義務がない方は、提出不要です。
- ・ 新たに支店や営業所等を開設したため、納税証明書を提出できない場合は、届け出た**行政機関の受付印が押印されている「法人市（区町村）民税に係る法人設立・設置届」の写しを提出**してください。営業年度が2年に満たない法人も同様です。
- ・ 納税証明書における直近2年分とは、以下のとおりです。
 - ア 法人市（区町村）民税・・・申請時において納期到来済の事業年度2年分
 - イ 都市計画税、固定資産税等の年度で課税されるもの・・・令和7・8年度分
- ・ 都道府県税の納税証明書は必要ありません。
- ・ 提出する各納税証明書の詳細については、以下のとおりです。

国税の納税証明書	
発行元	・ 本社の所在地の所轄税務署
注意点	・ 法人の場合は「税務署様式その3の3」を、個人の場合は「税務署様式その3の2」を提出してください。 ・ 非課税で、課税額が「0」であっても提出してください。 ・ 本社分の1部のみ提出してください。

市区町村税の納税証明書	
発行元	・ 本社が郡山市内にある場合 本市 ・ 本社が市外、県外にある場合 該当する市区町村
注意点	・ 本市発行の納税証明書を取得する場合には、以下の窓口に、「納税証明書交付申請書」を提出してください。 <u>申請書の様式は、市ウェブサイトからダウンロードしてください。</u> 資産税課 各行政センター（各行政センター所管の連絡所） 郡山市民サービスセンター（ビッグアイ6階） 緑ヶ丘市民サービスセンター  ・ 東京23区内の場合は、「東京都民税」の納税証明書を提出してください。 ・ 納税義務のない税目については、提出不要です。 ・ 本店及び委任先が郡山市内にない場合でも、営業所等が郡山市内にある場合は郡山市税の納税証明書の提出も必要です。

[必要納税証明書早見表]

営業形態、本社・委任先所在地等 提出が必要な税目名		個人		法人						申請者確認欄	
		郡山市内	郡山市外	郡山市内本社	郡山市外に本社あり						
					委任先あり			委任先なし			
					委任先 郡山市内	委任先 郡山市外		郡山市内 営業所等 あり (注2)	郡山市内 営業所等 なし		
						郡山市内 営業所等 あり (注2)	郡山市内 営業所等 なし				
国 税	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 (様式その3の3)			○	○	○	○	○	○	☐	
	「申告所得税及び復興特別所得税」及び 「消費税及び地方消費税」 (様式その3の2)	○	○							☐	
郡山市の市税	法人市民税 (令和6・7年度又は令和7・8年度)			②	②	市内営業所 ②		市内営業所 ②		☐	
	個人市民税 (令和7・8年度)	②								☐	
	固定資産税・都市計画税(注1) (令和7・8年度)	②		②	②	市内営業所 ②		市内営業所 ②		☐	
	軽自動車税(注1) (令和7・8年度)	②		②	②	市内営業所 ②		市内営業所 ②		☐	
	国民健康保険税(注1) (令和7・8年度)	②								☐	
郡山市以外の 市区町村税	法人市民税(市外本社分) (令和7年度又は令和8年度)				①	①	①	①	①	☐	
	法人市民税(市外委任先分) (令和7年度又は令和8年度)					①	①			☐	
	個人市民税 (令和8年度)		①							☐	

※①＝直近1年分の納税証明書を提出、②＝直近2年分の納税証明書を提出

※提出する税目の申請者確認欄に「✓(チェック)」を記入してください。

(注1) 納税義務のない税目については、提出不要です。

(注2) 本店及び委任先が郡山市内にない場合でも、営業所等が郡山市内にある場合は郡山市税の納税証明書の提出も必要です。

⑥ 中小企業団体構成員名簿の写し

- ・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体に該当する方のみ提出してください。
- ・構成員名簿は申請日時点とし、代表者名、構成員の名称及び役員等の役職並びに所在地が記載されているものを提出してください。(様式は任意です。)

【共通書類提出書類一覧】

申請時に添付する書類は、下記のとおりです。

申請する内容により提出する書類が異なりますので、P.8～11をご確認ください。

提 出 書 類		
No.	【法人】	申請者 確認欄
1	履歴事項全部証明書	☐
2	委任状（第2号様式）	☐
3	納税証明書（※必要な証明書は、必要納税証明書早見表を確認してください。）	☐
4	直前々年度決算に係る財務諸表〔貸借対照表・損益計算書〕	☐
5	直前年度決算に係る財務諸表〔貸借対照表・損益計算書〕	☐
6	組合員名簿	☐
7	行政書士証票の写し	☐
No.	【個人】	申請者 確認欄
1	身分証明書〔本籍地の市町村長が発行するもの〕	☐
2	納税証明書（※必要な証明書は、必要納税証明書早見表を確認してください。）	☐
3	直前々年度決算に係る財務諸表〔青色申告の貸借対照表・損益計算書〕	☐
4	直前年度決算に係る財務諸表〔青色申告の貸借対照表・損益計算書〕	☐
5	行政書士証票の写し	☐

(2) 建設工事に係る個別書類

【建設工事における登録業種】

業種			
1	土木一式工事	16	ガラス工事
2	建築一式工事	17	塗装工事
3	大工工事	18	防水工事
4	左官工事	19	内装仕上工事
5	とび・土工・コンクリート工事	20	機械器具設置工事
6	石工事	21	熱絶縁工事
7	屋根工事	22	電気通信工事
8	電気工事	23	造園工事
9	管工事	24	さく井工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	25	建具工事
11	鋼構造物工事	26	水道施設工事
12	鉄筋工事	27	消防施設工事
13	舗装工事	28	清掃施設工事
14	しゅんせつ工事	29	解体工事
15	板金工事		

① 建設工事における登録希望業種等申請 ※システム入力

登録希望業種	・ 最大7業種まで選択してください。 ・ 本店と委任先の両方で登録をする場合、合計で7業種までとなります。
委任先の登録業種	・ 委任先を設定する場合は、選択する業種と、委任状（第2号様式）に記載する業種を合致させてください。 ・ 「建設業許可申請書（様式第一号）」及び「別紙二(1)又は別紙二(2)」に記載のある当該委任先の営業所許可業種に限ります。
建設業許可番号	・ 建設業許可番号を入力 ・ 「大臣知事コード（半角2桁） - （半角ハイフン）許可番号（半角6桁）の形式で入力 (例) 07-999999
審査基準日	・ 総合評定値通知書に記載のある審査基準日を入力
許可区分 総合評定値（P点） 平均完成工事高 技術者数	・ 総合評定値通知書に記載のある内容を入力 ・ 『平均完成工事高』が「0」の業種は登録できません。 ・ 技術者数（基幹・二級）については、基幹技能者と二級技術者数の合算を入力してください。

② 経営事項審査による「総合評定値通知書」の写し

- ・本申請の審査基準日（令和8年7月1日）直前の営業年度に係る国土交通大臣又は都道府県知事が発行した「総合評定値通知書」の写しを提出してください。
- ・総合評定値通知書の写しを申請時まで提出できない方は、**令和8年12月11日（金）までの受付印のある「総合評定値請求書」の写しの余白に、通知書の提出予定日を記載し、提出してください。**
- ※**総合評定値通知書の写しの提出が遅れた場合、有資格業者として登録できないことがあります。**
- ・担当所管庁の審査申請予約票の写しでは、上記書類の代用はできません。

③ 「建設業許可証明書」又は「建設業の許可について（通知）」の写し

- ・**受付期間最終日（令和8年11月30日）時点で有効なもの**を提出してください。
- ・更新手続中の場合は、担当所管庁の受付印又は電子受付の証明を付けて「建設業許可申請書（様式第一号）」及び「別紙二(1)又は別紙二(2)」の写しを提出し、更新手続完了次第、速やかに提出してください。

～市内に本店を有する方のみ入力～

④ 外注費

- ・「1 経営事項審査の平均完成工事高」には、登録を希望する業種ごとに、総合評定値通知書の2年又は3年の平均完成工事高を入力してください。
- ・「2 外注比率」の「経営事項審査の平均完成工事高の平均年数」は、2年又は3年の該当する年数を選択してください。
- ※上記「平均」及び「外注比率」欄は自動で算出されます。

⑤ 主観的事項

- ・**市内に本店を有する方は、該当する項目をチェック**してください。
- ・各項目に該当する場合は、**以下で指定している書類を提出**してください。
- ・各項目における詳細は、以下のとおりです。

項目	対象	必要書類
新技術登録・活用等への評価	申請日時点において、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている方	当該技術の概要に関する資料
	令和6年7月1日から令和8年6月30日までの間にNETISの登録工法・技術を活用した工事の請負契約をし、竣工した方	当該工事の施工概要が分かる竣工後カルテ(コリンズ)
建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入実績	申請日時点において、CCUSを導入している方	CCUSの登録が完了した際に送付された受付書の写し
BIM／CIMモデル又はICTを活用した工事の施工実績	令和6年7月1日から令和8年6月30日までの間に、国又は地方公共団体とBIM／CIMモデル又はICTを活用した工事の請負契約をし、竣工した方	当該契約書及び仕様書又は証明書の写し

災害協定の締結	申請日時点で本市又は上下水道局と「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」等を締結している方、又は締結している団体等の会員である方	災害協定締結団体への加盟証明書（任意様式） （加盟証明書は令和8年7月1日（審査基準日）以降に発行されたものを有効とする。）
	令和6年度又は令和7年度に災害協定に基づく活動実績を有する方	災害協定締結団体から交付された実績を確認する書類 （上記加盟証明書内における実績証明でも可。）
除雪委託契約の締結	令和6・7年度の両年度又はいずれかの年度において、本市と除雪委託契約を締結した方（道路の除雪に限る。）	該当する年度の「除雪委託契約」の写し
消防団員登録状況	申請日時点で、郡山市消防団に登録している者を従業員として雇用している方（最大11名まで申請可能） ※会社の代表者及び会社に従事している家族も含む。 ※機能別消防団員も含む。	・当該従業員の雇用が確認できる資料の写し（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書の写し、監理技術者資格者証の写し等） ・別紙「郡山市消防団登録者名簿」
アイラブロード事業の活動実績	令和7年度中にアイラブロード事業の活動に参加した方	本市道路保全課へ提出した、令和7年度「アイラブロード事業活動報告書」の写し
刑務所出所者等協力雇用主としての登録	申請日時点で、法務省福島保護観察所へ協力雇用主として登録している方	法務省福島保護観察所が発行する協力雇用主証明書の写し （証明書は令和8年7月1日（審査基準日）以降に発行されたものを有効とする。）
福島県次世代育成支援企業制度の認証状況	申請日時点において、「働く女性応援中小企業」及び「仕事と生活の調和推進企業」の両方又はいずれかの認証を受けている方	申請日時点で有効な認定書
障がい者雇用の状況	「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に規定する事業主で、常時雇用する労働者に障がい者の法定雇用率（2.5%（※））を乗じて得た数以上の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を令和8年6月1日から申請日までの期間以上を継続して雇用している方 （※）令和8年7月1日から法定雇用率が2.7%になりましたが、令和8年6月1日現在の雇用状況となるため、2.5%となります。	・申請日直近に公共職業安定所へ提出した「障害者雇用状況報告書」の写し（令和8年6月1日現在のもので、受付印のあるもの） ・労働基準法第107条で規定する当該雇用者の労働者名簿又は雇用保険事業所別被保険者台帳照会の写し

	障がい者雇用の義務のない事業主で、申請日時点で身体障がい者又は知的障がい者を雇用している方	・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し（使用目的を本人に伝え、承諾を得ること。 ・労働基準法第107条で規定する当該雇用者の労働者名簿又は雇用保険事業所別被保険者台帳照会の写し
新卒者採用の評価	申請日時点で、新卒者（※）を従業員として継続かつ常時雇用している方（最大4名まで申請可能） ※学校教育法に規定する高等学校、大学（大学院又は短期大学を含む。）、高等専門学校及び専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を、令和5年4月1日以降に卒業した者（採用前の職歴がある場合も対象）	該当新卒者の卒業証書又は卒業証明書の写し及び労働基準法第107条で規定する当該雇用者の労働者名簿又は雇用保険事業所別被保険者台帳照会の写し雇用が確認できる資料の写し
ふくしまゼロカーボン宣言事業への参加状況	令和7年度末までに、ふくしまゼロカーボン宣言事業へ参加されている方	ふくしまゼロカーボン宣言事業への参加が確認できる書類
	令和6年度又は令和7年度において、ふくしまゼロカーボン宣言事業への取組による表彰を受けた方	受賞の際の表彰状の写し
セーフコミュニティ活動推進事業所への参加	申請日時点で、セーフコミュニティ活動推進事業所として参加登録している方	郡山市セーフコミュニティ活動参加登録決定通知書の写し
ふくしま健康経営優良事業所認定の有無	申請日時点において、ふくしま健康経営優良事業所の認定を受けている方	福島県から発出された認定通知書又は認定状の写し

～市外・県外に本社がある方のみ提出～

⑥ 「建設業許可申請書（様式第一号）」、「別紙二(1)又は別紙二(2)」及び「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）」の写し

- ・「建設業許可申請書（様式第一号）」、「別紙二(1)又は別紙二(2)」及び「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）」（国又は県へ提出したもの）の写しを提出してください。
- ・本店又は委任先となる営業所に関する情報に変更があり、変更届出書（様式第二十二号の二）を国又は県へ提出している場合には、その写しも併せて提出してください。

(3) 測量等に係る個別書類

総務省の「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」の報告に合わせ**業種（大分類 - 小分類）の見直しを行いました。**

【測量等における登録業種】

大分類		小分類			
1 測量サービス					
1	測量一般	2	地図の調製	3	航空測量
2 建築設計・同関連サービス					
1	建築一般	7	暖冷房	13	工事監理（機械）
2	工事監理（建築）	8	空調	14	電気設備積算
3	建築積算	9	衛生	15	工事監理（電気）
4	計画	10	電気	16	調査
5	意匠	11	造園	17	耐震診断
6	構造	12	機械設備積算	18	地区計画及び地域計画
3 建設コンサルタントサービス					
1	河川、砂防及び海岸・海洋	8	農業土木	15	土質及び基礎
2	港湾及び空港	9	森林土木	16	鋼構造及びコンクリート
3	電力土木	10	水産土木	17	トンネル
4	道路	11	廃棄物	18	施工計画、施工設備及び積算
5	鉄道	12	造園	19	建設環境
6	上水道及び工業用水道	13	都市計画及び地方計画	20	建設機械
7	下水道	14	地質	21	電気電子
4 地質調査サービス					
1	地質調査				
5 補償コンサルタントサービス					
1	土地調査	4	機械工作物	7	補償関連
2	土地評価	5	営業補償・特殊補償	8	総合補償
3	物件	6	事業損失		
6 不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続					
1	不動産鑑定	2	土地家屋調査	3	登記手続

※令和7・8年度に【製造・販売】で登録していた方は、【物品調達】で登録してください。

① 測量等における登録希望業種等申請 ※システム入力

- ・登録を希望する業種（大分類）を選択してください。
- ・「測量サービス」、「建築設計・同関連サービス」及び「不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続」に登録する場合は、**受注を希望する「小分類」も選択**してください。

② 登録希望業種（大分類）の平均取扱高（千円） ※システム入力

- ・登録を希望する業種（大分類）ごとに審査基準日（令和8年7月1日）の直前**2営業年度分の平均取扱高（税抜き）**を入力してください。前期、前々期を入力すると自動計算されます。
- ※平均取扱高が「0」の場合、登録できません。
- ※平均取扱高は、千円未満の端数を切り捨ててください。
- ・技術者数は、登録希望業種（大分類）に携わる**技術者の延べ人数**を入力してください。
- ・「建築設計・同関連サービス」に登録を希望する方は、「建築家賠償責任保険」への加入の有無及び保険金額を入力してください。

③ 契約実績調書（第8号様式）

- ・登録を希望する業種（大分類）ごとに作成し、「大分類名」欄に登録希望業種（大分類）名を記入してください。
- ・前期及び前々期それぞれの年度に受注し、完了した案件について、**契約金額が大きな順に、上位5件まで記入してください。**（官公庁との案件を優先して記載してください。）
- ・契約金額は消費税及び地方消費税抜きで記入してください。
- ・下請として受注した場合、「発注者名」欄には元請業者名を、「業務名」欄には下請業務名を記入してください。

④ 測量等技術者資格一覧表（第9号様式）

- ・申請日時時点で、資格を持つ技術者の延べ人数を記入してください。1人で複数の資格を持つ技術者がいる場合には、該当するすべての資格に記入してください。
- ・登録を希望する業種（大分類）に関わらず、各資格を有する技術者がいる項目すべてに記入してください。
- ・本店で登録する場合は、「人数」欄の左側にのみ人数を記入してください。
- ・委任先で登録する場合は、「人数」欄の左側に本店と支店等を合算した人数を、（ ）内には委任先のみ的人数を記入してください。

⑤ 各種登録証明書等の写し

- ・**受付期間最終日（令和8年11月30日）時点で有効なもの**を提出してください。
- ・業務上必要な登録をしている業種（大分類 - 小分類）のみ申請が可能です。
- ・登録を希望する業種（大分類 - 小分類）に応じて登録証明書等の写しを提出してください。
 - ※「**測量サービス**」、「**建築設計・同関連サービス**」、「**不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続**」に登録する方は**必ず提出**してください。
 - ※「**建築設計・同関連サービス**」に登録する方で、**委任先を設定**する場合は、**委任先**とする支店や営業所等の建築士事務所の**登録証明書の写しを提出**してください。建築士事務所の**登録がない支店や営業所等を委任先に設定することはできません。**
 - ※「**測量サービス**」、「**不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続**」に登録する方は、**登録する本店又は委任先が営業上の登録をしていない場合、登録できません。**

希望する業種分類 (大分類 - 小分類)	業務上必要な 登録の区分	営業上登録の必要性 (申請する場合の提出書類)
1 測量サービス	測量	有 登録証明書の写し
2 建築設計・同関連サービス	建築士事務所	有 登録証明書の写し
3 建設コンサルタントサービス	建設コンサルタント	登録を受けている場合：その写し
4 地質調査サービス	地質調査	登録を受けている場合：その写し
5 補償コンサルタントサービス	補償コンサルタント	登録を受けている場合：その写し
6-1 不動産鑑定	不動産鑑定業者	有 登録証明書の写し
6-2 土地家屋調査	土地家屋調査士	有 登録証明書の写し
6-3 登記手続	司法書士	有 登録証明書の写し

(4) 物品調達に係る個別書類

総務省の「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」の報告に合わせ**種目（大分類）及び品目（小分類）の見直しを行いました。**

登録にあたっては、市ウェブサイトに掲載の「営業種目分類品目表（大分類・小分類）」をご確認の上、登録希望種目（大分類）を申請ください。

【令和 9・10 年度入札参加資格審査申請（本登録）の受付について】

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/183588.html>



【物品調達における登録種目】

大分類	小分類				
1 衣服・靴・かばん・寝具等					
1	官公需用制服、事務用・作業用・衛生衣服	4	靴、履物	7	寝具
2	外衣・シャツ	5	手袋	8	その他
3	帽子	6	かばん、袋物		
2 家具・什器（厨房機器を除く）					
1	家具・装備品	2	その他		
3 室内装飾品					
1	敷物、カーテン、帆布製品	3	畳		
2	建具	4	その他		
4 印刷・製本					
1	オフセット印刷	3	特殊印刷	5	製本
2	フォーム印刷	4	地図印刷	6	その他
5 車両・船舶					
1	軽乗用車	7	消防車	13	自動車タイヤ
2	乗用車	8	雪上車・除雪車	14	自動車部品、附属品
3	軽トラック	9	特別用途車	15	船舶
4	トラック	10	電気自動車	16	その他
5	バス	11	二輪自動車		
6	救急車	12	自転車		
6 燃料・ガス・油脂					
1	揮発油・灯油・軽油・重油	2	液化石油ガス（LPG）	3	その他
7 産業用機械（厨房機器を除く）					
1	農業・林業用機械器具	4	冷凍機、温湿調整装置	7	ドローン
2	建設用機械	5	弁、同附属品	8	除雪機
3	ポンプ、圧縮機	6	ガス機器、石油機器	9	その他
8 電気機器（厨房機器を除く）					
1	調理用電気機械器具	3	冷暖房用電気機械器具	5	電球、ランプ
2	設備用電気機械器具	4	家事用電気機械器具	6	その他
9 映像・音響機器					
1	カメラ機械器具	2	音響機械器具	3	その他
10 通信機器					
1	携帯電話機	3	携帯用通信装置		
2	電話機・ファクシミリ	4	その他		
11 電子計算機・周辺機器					
1	電子計算機、同周辺機器	3	ソフトウェア		
2	プリンター	4	その他		
12 理化学・計測・光学機器					
1	体積計	3	測量機械器具	5	その他の計量器、理化学機械器具、光学機械器具
2	分析機器	4	理化学機械器具	6	その他
13 医療・介護・福祉用機器					
1	医療用機器	2	介護用機器	3	その他

大分類	小分類			
14 薬品				
	1 医薬品	4 圧縮ガス、液化ガス	7 融雪剤	
	2 要指導・一般用医薬品	5 工業薬品	8 凍結防止剤	
	3 医薬部外品	6 農薬	9 その他	
15 医療用品、衛生用品				
	1 医療用品、衛生用品	2 その他		
16 文具・事務用機器				
	1 事務用機械器具	4 文房具・事務用品	7 その他	
	2 複写機	5 用紙		
	3 印章	6 紙製品・段ボール		
17 厨房機器				
	1 流し台、調理台、ガス台	3 厨房用品		
	2 厨房機器	4 その他		
18 土木・建設・建築材料				
	1 木材、竹材	4 舗装材料	7 その他	
	2 セメント	5 砂、砂利、玉石		
	3 コンクリート製品	6 鋼材		
19 消防・防災・防犯用品				
	1 消防用ホース・ポンプ	5 消火器・化学消火薬剤	9 保安用品	
	2 避難器具	6 消防用品	10 防犯用品	
	3 救助器具	7 防災用品	11 その他	
	4 防火服・防護服・防護具	8 災害用備蓄食糧		
20 図書				
	1 図書（電子書籍含む）	3 地図		
	2 映像・音楽ソフト	4 その他		
21 運動用品				
	1 スポーツ用品	3 スポーツ用機器	5 その他	
	2 武道用品	4 遊具		
22 学校教材				
	1 教材・教育機器	2 保育用教材	3 その他	
23 楽器				
	1 楽器	2 その他		
24 農業・園芸用品				
	1 農業用器具	3 飼料	5 その他	
	2 肥料	4 種苗、球根、花、植木		
25 水道用品				
	1 水道メーター	2 上下水道用機器	3 その他	
26 看板・旗・標識・記章				
	1 看板、標識機、展示装置	3 旗・国旗・のぼり旗	5 その他	
	2 懸垂幕、横断幕	4 徽章・記章・バッジ・ワッペン		
27 日用雑貨（厨房機器を除く）				
	1 時計	3 金物類	5 生ごみ処理装置	
	2 日用雑貨、荒物	4 塗料	6 その他	
28 食糧品				
	1 飲料	2 茶類	3 その他	
29 贈答品				
	1 カップ・トロフィー・表彰楯	3 各種啓発用品・名入れ用品（雑貨）	5 その他	
	2 各種啓発用品・名入れ用品（文房具特注品）	4 贈答用品		
30 その他の物品				
	1 選挙用品・機器	2 その他		
31 不用品買受け				
	1 鉄スクラップ	3 古紙	5 その他	
	2 非鉄金属スクラップ	4 車両船舶		

※令和7・8年度にリース・レンタルで登録した方は、【役務の提供等】で登録してください。

※令和7・8年度に【製造・販売】で登録した方は、【物品調達】で登録してください。

① 物品調達における登録希望種目等申請 ※システム入力

- ・登録を希望する種目（大分類）を選択してください。（種目（大分類）**最大4位まで**）
なお、各種目に係る主な営業品目内容は、市ウェブサイトに掲載の「営業種目分類品目表（大分類・小分類）」のとおりです。
- ・「種目（大分類）」を**希望する順に入力**してください。
- ・種目（大分類）ごとに取扱可能な営業品目（小分類）を**すべて**選択してください。
- ・営業品目（小分類）ごとに納入できる取扱品目を具体的に入力してください。

② 登録希望種目（大分類）の平均取扱高（千円） ※システム入力

- ・登録を希望する種目（大分類）ごとに審査基準日（令和8年7月1日）の直前**2営業年度分の平均取扱高（税抜き）**を入力してください。前期、前々期を入力すると自動計算されます。
- ※平均取扱高が「0」の場合、登録できません。
- ※平均取扱高は、千円未満の端数を切り捨ててください。

③ 印刷物取扱等調査票（第11号様式）

- ・「4 印刷・製本」に登録を希望する方のみ提出してください。※必須
- ・申請者が取扱可能な印刷物及び印刷作業に関する内容を記入し提出してください。

④ 代理店・特約店等 ※システム入力

- ・代理店・特約店等になっている場合には、「代理店」「特約店」の別と、契約相手方を「／（スラッシュ）」で区切って入力してください。※1件ごとに改行して入力してください。
例） 特約店／株式会社郡山
代理店／市役所株式会社

⑤ その他取扱メーカー ※システム入力

- ・代理店・特約店のほか、取扱いのあるメーカーを入力してください。※必須
- ・メーカーごとに「、（読点）」で区切って入力してください。
例）株式会社郡山、株式会社〇〇、▲▲、等

⑥ 契約実績調書（第8号様式）

- ・登録を希望する**種目（大分類）ごとに作成し**、「大分類名」欄に登録希望種目（大分類）名を記入してください。
- ・前期及び前々期それぞれの年度に受注し、納入した案件について、**契約金額が大きな順に、上位5件まで記入**してください。（官公庁との案件を優先して記入してください。）
- ・契約金額は消費税及び地方消費税抜きで記入してください。
※「30その他の物品 - 2その他」に登録を希望する場合は、記入した取扱品目ごとに作成してください。

⑦ 許可等の証明書等の写し

「登録希望種目に関する許認可等」に入力した許認可等の写しを提出してください。

(5) 役務の提供等に係る個別書類

総務省の「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」の報告に合わせ**業種（大分類 - 小分類）の見直しを行いました。**

登録にあたっては、市ウェブサイトに掲載の「役務の提供等業務内容表」ご確認の上、登録希望業種（大分類）を申請ください。

【令和 9・10 年度入札参加資格審査申請（本登録）の受付について】

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/183588.html>



大分類	小分類	
1 デザイン・広告・イベント		
1	デザインサービス	7 印刷物の企画編集
2	著述・芸術作品の制作サービス	8 イベント企画・運営等サービス
3	新聞広告・雑誌広告サービス	9 会場設営
4	テレビ広告・ラジオ広告サービス	10 音響・舞台照明等関連業務
5	屋外広告サービス	11 その他
6	交通広告サービス	
2 映像・写真・図面等製作		
1	番組・コマーシャルの制作サービス	5 地図・地理情報の作成・提供サービス
2	その他の映像制作サービス	6 航空写真撮影サービス
3	写真撮影サービス	7 その他
4	写真プリント・現像・焼付（D P E）サービス	
3 調査・測定業務		
1	市場調査・世論調査・社会調査サービス	5 事業者向けコンサルティング
2	環境計量証明サービス	6 文化財関係調査
3	都市計画・交通関係調査	7 その他
4	理化学検査・衛生検査所登録証明書	
4 通信サービス・ソフトウェア開発		
1	ネットワーク関連サービス	5 情報提供サービス
2	ソフトウェアの受注制作サービス	6 システム等管理運営サービス
3	受注ソフトウェアに係る保守・運用サービス	7 その他
4	情報処理サービス	
5 賃貸借・リース・レンタル		
1	産業機械のリース・レンタル	7 福祉用具のレンタル
2	医療用機器のリース・レンタル	8 寝具・おむつのリース・レンタル
3	通信機器・同関連機器のリース・レンタル	9 仮設建物のリース・レンタル
4	電子計算機・同関連機器のリース・レンタル	10 植物のリース・レンタル
5	事務用機器のリース・レンタル	11 その他
6	自動車のリース・レンタル	
6 建物設備保守・点検・管理		
1	電気通信設備保全管理	7 自家用電気工作物保全管理
2	空調設備保全管理	8 上水道供給サービス
3	消防設備保全管理	9 下水処理サービス
4	昇降機設備保全管理	10 ごみ処理施設・汚泥再生処理施設保全管理
5	自動ドア設備保全管理	11 その他
6	ボイラー設備保全管理	
7 道路・公園・体育施設等保守・点検・管理		
1	道路清掃・除草・草刈	6 体育施設・遊具管理
2	街路灯保守・点検・管理	7 河川管理
3	河川・海岸・湖岸清掃	8 森林管理
4	官公庁向け園芸サービス	9 その他
5	公園・公衆トイレ清掃	
8 機器保守・点検・管理		
1	医療用機器の保守・修理サービス	5 事務用機器の保守・修理サービス
2	通信機器・同関連機器の保守・修理サービス	6 理化学機器・計測機器の保守・修理サービス
3	その他の産業用機械器具の保守・修理サービス	7 文化財の保守・修理サービス
4	電子計算機・同関連機器の保守・修理サービス	8 その他

大分類	小分類	
9 建物清掃・害虫駆除		
1	ビルメンテナンスサービス	6 建物ねずみ昆虫等防除
2	建物清掃サービス	7 建物環境衛生総合管理
3	建物空気調和用ダクト清掃	8 ペストコントロールサービス
4	建物排水管清掃	9 その他
5	建物飲料水貯水槽清掃	
10 警備・受付		
1	機械警備サービス	4 受付（庁舎・施設）
2	常駐警備サービス	5 その他
3	コールセンターサービス	
11 廃棄物処理		
1	し尿処理サービス	6 産業廃棄物収集運搬サービス
2	浄化槽清掃サービス	7 特別管理産業廃棄物収集運搬サービス
3	浄化槽保守点検サービス	8 産業廃棄物処分サービス
4	ごみ収集運搬サービス	9 特別管理産業廃棄物処分サービス
5	ごみ処分サービス	10 その他
12 運搬・保管・旅客運送		
1	貨物自動車運送サービス	6 荷捌き・こん包サービス
2	美術品・貴重品輸送サービス	7 旅客輸送サービス
3	引越サービス	8 旅行サービス
4	宅配便サービス	9 その他
5	倉庫サービス	
13 車両・船舶等点検・整備		
1	自動車整備サービス（車検・定期点検・事故整備）	3 その他
2	輸送用機械器具加工サービス（船舶関連）	
14 医療・福祉・給食		
1	保健予防活動サービス	4 学校向け給食サービス
2	医療附帯サービス	5 その他
3	介護サービス	
15 クリーニング		
1	クリーニング・同関連サービス	3 その他
2	防炎加工	
16 翻訳・通訳・速記等		
1	翻訳サービス	3 その他
2	速記・筆耕・複写サービス（会議録作成を含む）	
17 その他の役務の提供等		
1	課金・決済代行サービス	5 封緘・発送業務
2	火葬・納骨	6 選挙ポスター掲示場設置
3	研修サービス・職業訓練受託サービス	7 その他
4	機密文書溶解・データ廃棄	

※令和7・8年度に【物品調達】リース・レンタルで登録した方は、こちらで登録をしてください。

～5 賃貸借・リース・レンタルに登録を希望する方へ～

本市では、令和8年4月1日以降の発注案件について、第三者賃貸方式により、受注者（メーカー、販売店等）が賃貸人（リース会社等）を介して賃貸借を行うことができます。

その場合、**第三者である賃貸人（リース会社等）についても、「有資格業者名簿」への登録が必要**となります。

※第三者賃貸方式については、市ウェブサイトをご確認ください。

第三者賃貸方式



検索！



① 役務の提供等における登録希望業種等申請 ※システム入力

- ・登録を希望する業種を選択してください。

なお、各業種に係る主な業務内容はウェブサイトに掲載の「役務の提供等業務内容表」のとおりです。

※分類を選定する際には、説明・具体例を確認し、該当する分類を選んでください。

業務内容（小分類）は複数選択できます。

各業種（大分類）ともに**いずれの小分類にも該当しない場合に限り**登録を希望する業種（大分類）の「その他」を選択してください。

「その他」に登録する場合、**受注可能な業務を具体的に**入力してください。

② 登録希望業種（大分類）の平均取扱高（千円） ※システム入力

- ・登録を希望する業種ごとに審査基準日（令和8年7月1日）の直前**2営業年度分の平均取扱高（税抜き）**を入力してください。前期、前々期を入力すると自動計算されます。

※**平均取扱高が「0」の場合、登録できません。**

※**平均取扱高は、千円未満の端数を切り捨ててください。**

③ 契約実績調書（第8号様式）

- ・登録を希望する**業種（大分類）**ごとに作成し、「大分類名」欄に登録希望業種（大分類）名を記入してください。
- ・前期及び前々期それぞれの年度に受注し、完了した案件について、**契約金額が大きな順に、上位5件まで記入**してください。（官公庁との案件を優先して記入してください。）
- ・契約金額は消費税及び地方消費税抜きで記入してください。
- ・下請として受注した場合、「発注者名」欄には元請業者名を、「業務名」欄には下請業務名を記入してください。
- ※「17その他の役務の提供等 - 7 その他」に登録を希望する場合は、記入した業務ごとに作成してください。

④ 必須資格等 ※システム入力

- ・**下記一覧に掲載されている業種**に登録を希望する場合、**当該資格、許可、登録が必要です。**
- ・資格等を確認できる「**資格者証等の写し**」を提出してください。
- ・同種の資格を持つ方が複数名いる場合は、1名分のみを提出してください。
- ・有効期間がある許可等については、**受付期間最終日（令和8年11月30日）時点で有効なもの**を提出し、更新後の許可等がある場合は併せて提出してください。
- ※申請書類提出後、新たに資格を取得した又は報告した者が退職した等、有資格者の内容に変更が生じた場合は、速やかに競争入札参加資格申請事項変更申請（P.27）をしてください。

大分類	小分類	小分類名		資格等名称	申請者 確認欄
1	5	屋外広告サービス（交通広告サービスを除く）		【登録】屋外広告業登録通知書	☐
	6	交通広告サービス			
3	2	環境計量証明サービス	ばい煙測定・排気ガス測定 （右記資格等すべて）	【許可】計量証明事業登録証（濃度）	☐
				【資格】計量士登録証（環境計量士）	☐
			粉じん測定 （右記資格等のうち1つ以上）	【登録】建築物空気環境測定業登録証明書	☐
				【資格】第一種作業環境測定士（鉱物性粉じん）	☐
			水質検査 （右記資格等のうち1つ以上）	【登録】建築物飲料水水質検査業登録証明書	☐
				【登録】登録水質検査機関 （水道法第20条第3項に基づく登録）	☐
【資格】建築物環境衛生管理技術者	☐				

大分類	小分類	小分類名		資格等名称	申請者 確認欄
3	2	環境計量証明サービス	上記以外のサービス (右記資格等のうち1つ以上)	【登録】建築物空気環境測定業登録証明書	☐
				【登録】建築物環境衛生総合管理業登録証明書	☐
				【資格】空気環境測定実施者（講習会修了証書）	☐
				【資格】建築物環境衛生管理技術者	☐
				【資格】計量士登録証（環境計量士）	☐
				【許可】計量証明事業登録証	☐
5	2	医療用機器のリース・レンタル	(右記資格等のうち1つ以上)	【許可】高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証	☐
				【登録】管理医療機器販売業・貸与業届出書	☐
				【許可】医療機器修理業許可証	☐
6	2	空調設備安全管理	(右記資格すべて)	【資格】ボイラー技士（特級～二級）	☐
				【資格】危険物取扱者（甲種～丙種）	☐
	3	消防設備安全管理	消防設備点検 (右記資格等のうち1つ以上)	【資格】消防設備士（甲種・乙種）	☐
				【資格】消防設備点検資格者（第一種・第二種）	☐
			防火設備点検 (右記資格等のうち1つ以上)	【資格】建築士（一級・二級）	☐
				【資格】防火設備検査員	☐
	4	昇降機設備安全管理	(右記資格のうち1つ以上)	【資格】昇降機等検査員	☐
				【資格】電気主任技術者（第一種～第三種）	☐
	7	自家用電気工作物保守点検	(右記資格のうち1つ以上)	【資格】電気工事士（第一種）	☐
				【許可】下水道処理施設維持管理業者登録証	☐
	9	下水処理サービス	(右記資格等すべて)	【登録】地下タンク等定期点検事業者認定証	☐
				【資格】地下タンク等定期点検技術者講習修了証	☐
8	1	医療用機器保守・管理サービス	(右記資格等のうち1つ以上)	【許可】高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証	☐
				【登録】管理医療機器販売業・貸与業届出書	☐
				【許可】医療機器修理業許可証	☐
9	2	建物清掃サービス	(右記資格等のうち1つ以上)	【登録】建築物清掃業登録証明書	☐
				【資格】清掃作業監督者（講習会修了証書）	☐
	5	建物飲料水貯水槽清掃	(右記資格等のうち1つ以上)	【登録】建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書	☐
				【資格】貯水槽清掃作業監督者（講習会修了証書）	☐
	6	建物ねずみ昆虫等防除	(右記資格等のうち1つ以上)	【登録】建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書	☐
				【資格】防除作業監督者（講習会修了証書）	☐
10	1	機械警備サービス	(右記資格等すべて)	【許可】警備業者認定標識	☐
				【許可】福島県公安委員会への営業所設置等届出書 ※県外事業者のみ	☐
				【資格】機械警備業務管理者資格者証	☐
	2	常駐警備サービス	(右記資格等すべて)	【許可】警備業者認定標識	☐
11	1	し尿処理サービス	※福島県又は郡山市が許可した ものに限る	【許可】一般廃棄物収集運搬業許可証（し尿）	☐
				【許可】浄化槽清掃業許可証	☐
				【許可】浄化槽保守点検業者登録証	☐
	2	浄化槽保守点検サービス	※郡山市が許可したものに限る	【許可】一般廃棄物収集運搬業許可証	☐
				【許可】一般廃棄物処分業許可証	☐
	3	ごみ収集運搬サービス	※福島県又は郡山市が許可した ものに限る	【許可】産業廃棄物収集運搬業許可証	☐
				【許可】特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	☐
	4	特別管理産業廃棄物収集運搬サービス	※福島県又は郡山市が許可した ものに限る	【許可】産業廃棄物処分業許可証	☐
				【許可】特別管理産業廃棄物処分業許可証	☐
12	1	貨物自動車運送サービス（引越サービス、宅配便 サービスを除く）	(右記資格のうち1つ以上)	【許可】貨物自動車運送事業許可（特定・一般）	☐
				【登録】貨物軽自動車運送事業届出	☐
				【許可】貨物利用運送事業許可	☐

大分類	小分類	小分類名	資格等名称	申請者 確認欄	
12	7	旅客輸送サービス	(右記資格のうち1つ以上)	【許可】一般乗合旅客自動車運送事業の経営の許可書	☐
				【許可】一般乗用旅客自動車運送事業の経営の許可書	☐
				【許可】一般貸切旅客自動車運送事業の経営の許可書	☐
				【許可】特定旅客自動車運送事業の経営の許可書	☐
	8	旅行サービス	(右記資格のうち1つ以上)	【許可】旅行業許可	☐
				【登録】旅行者代理業	☐
17	6	選挙ポスター掲示場設置	【登録】屋外広告業登録通知書	☐	

～組合で申請する方～

- ・資格必須業務については、構成員の業者が持っている資格を確認できるものを提出してください。
- ・構成員のうち従業員の資格者証は1名分のみで構いません。
- ・業務の従事について、「**確約書**」(任意様式可)を提出してください。

～「17その他の役務の提供等 - 7その他」に登録を希望する方～

- ・「17その他の役務の提供等 - 7その他」に登録を希望する場合は、受注可能な業務を具体的に入力し、**入力した業務ごと**に審査基準日(令和8年7月1日)の直前**2営業年度分の平均取扱高(税抜き)**を入力してください。前期、前々期を入力すると自動計算されます。
- ・**※平均取扱高が「0」の場合、登録できません。**
- ・**※平均取扱高は、千円未満の端数を切り捨ててください。**
- ・**契約実績調書**(第8号様式)は、**入力した業務ごとに作成**してください。

10 申請書類の補正

申請書類に不備がある場合には、**令和8年12月11日(金)まで**に、以下のとおり補正書類を提出してください。

なお、**補正が完了しない場合は、名簿登録できません**ので御了承ください。

(1) **補正書類もオンライン申請で提出してください。**

(2) 提出方法及び提出期限は下表のとおりです。

提出方法	提出期限	留意事項
郡山市オンライン申請サービス上で、申請されたデータを返戻します。申請内容の修正や不足書類等を添付のうえ、再度オンライン申請サービスで申請してください。	令和8年12月11日(金) 23時59分まで	データを返戻する際は、修正が必要な箇所を記載しますので、内容をご確認ください。 ※オンライン申請利用者登録時に入力したアドレス に返戻した旨の電子メールが送信されます。

11 申請内容の変更手続き

(1) 申請書類を提出した後、申請内容に変更が生じた場合は、「競争入札参加資格審査申請事項変更申請」を行ってください。

(2) 「競争入札参加資格審査申請事項変更申請」は原則オンライン申請のみです。本市ウェブサイトから郡山市オンライン申請サービスのサイトへアクセスしてください。

【掲載ページ】

入札参加資格審査申請事項の変更について

入札参加資格変更



検索!



(3) 変更の内容に応じた提出書類の例は次表のとおりです。

なお、**建設工事に登録を希望している方**で、国又は都道府県へ建設業許可に係る「**変更届出書（様式第二十二号の二）**」を提出した方は、下表添付書類と合わせて、**担当諸官庁の受付印のある写しも提出**してください。

変 更 事 項	提 出 書 類
1 商号又は名称	・法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し ・委任先を設定している場合は委任状（第2号様式）
2 所在地 ※郵便番号、電話番号、 FAX番号の変更の場合は 併せて記載すること	(1) 本店の変更 ・履歴事項全部証明書の写し ※個人の場合は、住民票の写し (2) 委任先の場合 ・支店登記してある場合は、履歴事項全部証明書の写し
3 代表者	・法人の場合は、履歴事項全部証明書の写し ※登記中に入札又は契約締結する場合は、契約検査課へお問合せください。 ※個人事業主の代表者を変更する場合は、契約検査課へお問合せください。 ・委任先を設定している場合は委任状（第2号様式）
4 内部受任者職氏名	・委任状（第2号様式） ・受任者が取締役になった場合は、履歴事項全部証明書の写し
5 委任先 ※郵便番号、電話番号、 FAX番号の変更の場合は 併せて記載すること	・委任状（第2号様式） ・履歴事項全部証明書の写し（委任先が登記してある場合） ・新設の営業所等へ委任する場合は、法人設立・設置届の写し ・既設の営業所等へ委任する場合は、各種納税証明書の写し
6 廃業（合併等に伴う閉鎖を含む）	・閉鎖事項全部証明書の写し ※個人の場合は、個人事業の開廃業等届出書届の写し ・合併等による廃業の場合は、合併等契約書の写し
7 民事再生法又は会社更生の 手続開始の申立て、手続開始の決定、 計画認可決定、手続終結	◎契約検査課へお問合せください。 民事再生（又は会社更生）の手続き開始申立てを行った場合は、入札への参加が制限されます。ただし、再生又は更生計画の認可の決定がなされた場合は、再認定の申請を行うことにより、入札制限を緩和することができます。
8 組織改編（合併、分割、事業譲渡、法人化等）	◎契約検査課へお問合せください。 改編内容により、入札参加資格の承継をする場合や入札参加資格が失効となる場合があります。
9 その他	電話番号、ファックス番号、メールアドレスの変更の場合には、添付書類不要です。 ◎その他の変更の場合には契約検査課へお問合せください。

本市では、窓口サービス向上と職員の働き方改革の一環として、市役所の一部窓口等で受付時間を試行的に変更します。

窓口・電話受付時間変更のお知らせ

令和**8**年**10**月**1**日(木)から
窓口等の受付時間が変わります。

(試行期間: 令和8年10月1日～令和9年3月31日)

窓口等受付時間

窓口等の受付時間は
9:00～16:30
までとなります。



※ ご理解とご協力をお願いいたします。

郡山市財務部契約検査課

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

【電話番号】

令和 8 年 10 月 1 日～令和 8 年 12 月 11 日 024-924-2564

上記期間以外 024-924-2601